官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働一）　二
〔省　令〕
○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令（財務一）　二
○国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五）　三
〔法規的告示〕
○家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件（農林水産八四）　四
○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（同八五）　四
○農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十六条の農林水産大臣が定める事由を定める件（同八六）　四
○農業保険法施行規則第百九条の農林水産大臣が定める率を定める件（同八七）　四
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物及び添加物の公表を行う件（内閣府四）　四
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会一八）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇）　五
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産八八）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局一二～一六）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一二、一三）　七
○道路に関する件（中国地方整備局八）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局一三）　七
〔人事異動〕
内閣府　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示（経済産業省）　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一三）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
財団、公示送達、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者の登録の消除関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一四
特殊法人等
令和九年（二〇二七）暦要項関係　二四
会社その他　二六

府令・省令

○内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則（令和七年内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
別表第三（第五条関係） ［略］ 借方　科目　前年度剰余金受入 子ども・子育て支援特例公債前年度剰余金受入 貸方　科目　［略］ ［略］子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 ［略］一般会計へ繰入	**別表第三**（第五条関係） ［同上］ 借方　科目　前年度剰余金受入 貸方　科目　［同上］ ［同上］子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二表

改正後	改正前
別表第三（第五条関係） 借方　科目　子ども・子育て支援納付金収入 年金特別会計より受入 ［略］	**別表第三**（第五条関係） 借方　科目　年金特別会計より受入 ［同上］

改正後	改正前
別表第四（第五条関係） 貸方　科目　［略］ ［略］子ども・子育て支援推進費 ［略］乳児等のための支援給付費 ［略］一般会計へ繰入 ［略］国民年金事業費年金特別会計へ繰入	**別表第四**（第五条関係） 貸方　科目　［同上］ ［同上］子ども・子育て支援推進費 ［同上］一般会計へ繰入
別表第四（第五条関係） 借方　科目　［略］ ［略］国債整理基金特別会計へ繰入 育児休業給付資金へ組入 貸方　科目　［略］ ［略］子ども・子育て支援資金へ組入	**別表第四**（第五条関係） 借方　科目　［同上］ ［同上］国債整理基金特別会計へ繰入 貸方　科目　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

省令

○財務省令第一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

財務大臣　片山さつき

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（移換手続） **第二条**　［略］ ［一～四十四　略］ 四十五　法第百二十三条の十五の規定により、育児休業等給付勘定の剰余金を子ども・子育て支援勘定の子ども・子育て支援資金に属する現金に組み替えるとき 四十六　［略］	（移換手続） **第二条**　［同上］ ［一～四十四　同上］ ［号を加える。］ 四十五　［同上］

第三条　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第四十六号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。 ［一～四十　略］ 四十一　前条第四十五号に掲げる場合には、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、剰余金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、子ども・子育て支援資金」 四十二　前条第四十六号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」 ［2～4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第三条**　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第四十五号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。 ［一～四十　同上］ ［号を加える。］ 四十一　前条第四十五号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」 ［2～4　同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

国土交通大臣　金子　恭之

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事後届出に係る届出書の記載事項） **第十九条の三**　法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　権利取得者の国籍等（自然人にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。次号イにおいて同じ。） 二　権利取得者が法人である場合には、次に掲げる事項 イ　その代表者の国籍等 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に掲げる事項 (1)　同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める場合　当該国籍等 (2)　同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合　当該国籍等 三・四　（略）	（事後届出に係る届出書の記載事項） **第十九条の三**　法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　権利取得者の国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国） （新設） 二・三　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第八十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十四条第四項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十二条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第百十四条、第二百十一条第二項及び第二百三十二条第二項の規定に基づき、家畜共済に係る共済掛金標準率、家畜通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率等を次のように定める。

令和八年二月二日

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

農林水産大臣　鈴木　憲和

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　令和五年農林水産省告示第三百十五号（家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第八十六号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十五条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十六条の規定に基づき、同法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに同令第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を次のように定める。

令和八年二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　令和五年農林水産省告示第二百十九号（農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

令和八年二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　令和五年農林水産省告示第二百二十号（農業保険法施行規則第百九条の農林水産大臣が定める率を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年二月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
わた	チョウ目害虫抵抗性ワタＭＯＮ15947系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズＭＯＮ94313系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	チョウ目害虫抵抗性ダイズＭＯＮ94637系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	高オレイン酸含有ダイズＤＰ－305423－１並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
マルトースホスホリラーゼ	*Bacillus subtilis* NTI06（pHYT２MPM）株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ	日本食品化工株式会社

○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和八年二月二日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
自由民主党	香川県さぬき市津田町津田一〇二六番地	木村　義雄（木村よしお）

○法務省告示第十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年二月二日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属

水本　和彦

○農林水産省告示第八十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
野菜指定産地名	区域	野菜指定産地名	区域
一～三　（略）		一～三　（略）	
四　夏秋きゅうり		四　夏秋きゅうり	
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	韮崎	山梨県韮崎市、北杜市及び甲斐市
（略）	（略）	（略）	（略）
佐城杵藤	佐賀県佐賀市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市及び杵島郡	佐城	佐賀県佐賀市及び小城市
（略）	（略）	杵藤	佐賀県武雄市、鹿島市、嬉野市及び杵島郡
（削る。）	（削る。）	（略）	（略）

（略）　（略）

（削る。）　（削る。）

（略）　（略）

五～七　（略）

八　夏だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

九　秋冬だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

十　（略）

十一　夏秋トマト

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
阿蘇	熊本県阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町のうち旧蘇陽町の区域
（略）	（略）

（略）　（略）

竹田　大分県竹田市

（略）　（略）

五～七　（略）

八　夏だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
真庭	岡山県真庭市
（略）	（略）

九　秋冬だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
真庭	岡山県真庭市
（略）	（略）

十　（略）

十一　夏秋トマト

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
阿蘇中部山村	熊本県阿蘇市及び阿蘇郡産
阿蘇	熊本県阿蘇郡高森町及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町のうち旧蘇陽町の区域
（略）	（略）

十二～二十四　（略）
二十五　夏秋ピーマン

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
北信	長野県長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
（略）	（略）

二十六　（略）
二十七　ほうれんそう

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

二十八～三十　（略）

十二～二十四　（略）
二十五　夏秋ピーマン

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
長水	長野県長野市、中野市、飯山市、下高井郡木島平村及び野沢温泉村、上水内郡並びに下水内郡
（略）	（略）

二十六　（略）
二十七　ほうれんそう

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
黒川	宮城県富谷市及び黒川郡
（略）	（略）

二十八～三十　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画及び八郎潟都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十一年二月二十六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第七十九号大曲都市計画及び仙北都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十七年一月二十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第六百六十一号横手都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（横手処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十八年三月十七日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百七十七号大館都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道（鹿角処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年関東地方整備局告示第四十一号吉井都市計画道路事業

三　事業施行期間　自令和四年二月十七日至令和九年十月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第三百五十九号桶川都市計画道路事業三・四・二号駅東口通り線及び三・四・七号仲仙道線

三　事業施行期間　自平成二十七年十月十九日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　五十四号　広島市中区基町六番地先から同市中区基町一番一〇地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　公園管理者　広島市長　松井　一實

住所　広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道五十四号（上り線）と広島市中央公園との兼用工作物管理協定」及び「一般国道五十四号（上り線）と広島市中央公園との兼用工作物管理協定の実施に関する細目協定」に記載

四　管理の期間　令和八年一月九日から当該協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百九十三号宮之城都市計画公園事業九・六・一号北薩広域公園

三　事業施行期間　自平成五年十二月九日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

人事異動

内閣府

石井夏生利（簑田夏生利）

落合　孝文　加藤百合子

鬼頭　武嗣（佐古　和恵）

杉山　将　谷口　綾子（金子　綾子）

菅野　早紀（松山　早紀）

中川　丈久　西村　訓弘　林　千晶

程　近智　増島　雅和　丸山絵美子

宮川　大介

新技術等効果評価委員会委員に任命する（各通）（一月三十日）

叙位・叙勲

○叙位

朝長　正人

正五位に叙する

木村　昇　高師　章爾

大仁　洋　外崎　充子

従五位に叙する（各通）

犬飼　久武　幡鎌　嘉男　山永　秀治

正六位に叙する（各通）

河村　三夫　高橋　清幸　中山定一郎

森　紘一　山口美喜男　山口　芳幸

従六位に叙する（各通）

磯村　光広　原澤　幸司

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十五日）

縣　俊郎

正五位に叙する

佐藤　征男

従五位に叙する

内山　猛　竹内　善久

春田　幹男　板東　睦夫

正六位に叙する（各通）

岩本　英男　緒方　博孝　小山　雅昭

佐野　弘　鈴木　功　武田富太郎

千葉　善昭　長谷川次男　久本　明豊

若林志萬夫

従六位に叙する（各通）

武田　一彦

正七位に叙する（以上七年十二月二十六日）

味岡　洋一

（新潟大学名誉教授）

正四位に叙する

押田満理子

（東京都中央区議会議員）

従五位に叙する

樋口紀代志　貴島　輝彦　西　義弘

正六位に叙する（各通）

澤本　勝利　漆山　晃輔　近藤　操

山田　榮　田高　安徳　中北　智久

従六位に叙する（各通）

小川　紳夫　井上　昭典

平鍋　光寛　田中　茂一

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十七日）

後藤　昇弘

従三位に叙する

深沢　規夫

正六位に叙する

片山　萬信　菊井　正

田村　英二　寺下　明男

間島　一雄　外處　厳

従六位に叙する（各通）

岡元　賢二

正七位に叙する（以上七年十二月二十八日）

坂口　貞夫　梶元　逸男

従六位に叙する（各通）（七年十二月三十一日）

小柳　司　大橋　柾利

正七位に叙する（各通）（一月二日）

渡邊　強

従六位に叙する

古田精一郎　永田　正幸

正七位に叙する（各通）（以上一月三日）

○叙勲

（東京都中央区議会議員）

押田満理子

旭日小綬章を授ける（七年十二月二十七日）

外崎　充子　高師　章爾

瑞宝小綬章を授ける（各通）

山永　秀治

瑞宝双光章を授ける（以上七年十二月二十五日）

瑞宝小綬章を授ける
　鈴木　功　千葉　善昭　長谷川次男
瑞宝双光章を授ける（各通）
　小山　雅昭
瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十六日）
（新潟大学名誉教授）　味岡　洋一
瑞宝中綬章を授ける
　田中　茂一　樋口紀代志
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七年十二月二十七日）
　岡元　賢二　菊井　正　寺下　明男
瑞宝双光章を授ける（各通）（七年十二月二十八日）
　足立　豊子
瑞宝単光章を授ける（七年十二月三十一日）
　小柳　司
瑞宝単光章を授ける（一月二日）
　青木　謙次
瑞宝小綬章を授ける（七年十一月二日）
元本邦駐箚グアテマラ共和国特命全権大使　マヌエル・エストゥアルド・ロルダン・バリジャス
旭日大綬章を贈与する（一月二十三日）

官庁報告

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく箇目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、令和８年２月２日に施行される事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成27年４月１日に制定した事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」についての細目を令和８年２月１日限り廃止するので公示する。

令和８年２月２日

経済産業大臣　赤澤　亮正

備考　上記の細目の内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室においても閲覧に供する。

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	五十号
㈢ 占用を制限する区域	水戸市河和田町字榎本三六五八番二から同市見川町字丹下二ノ牧二一三九番一五まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和十八年二月一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十七号
㈢ 占用を制限する区域	渋川市半田字沼辺一八八四番七から同市中村字十二　七〇九番四まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和十八年二月一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十七号
㈢ 占用を制限する区域	戸田市川岸三丁目二一六五番から同市上戸田二丁目七番二まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和十八年二月一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十五号
㈢ 占用を制限する区域	横浜市鶴見区市場富士見町一六七七番五から同市鶴見区鶴見中央三丁目二〇番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和十八年二月一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
甲府市国母八丁目一三六五番一から山梨県中巨摩郡昭和町西条字北河原三六七八番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和十八年二月一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市中央区道修町二丁目１番10号**田村薬品工業株式会社**の工場財団に和歌山県橋本市紀ノ光台三丁目２番地１田村薬品工業株式会社紀ノ光台工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月２日

和歌山地方法務局橋本支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月２日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和８年１月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社グリーンエナジー・ライフ　竹村　敏之　徳島県徳島市沖浜東１―44　国土交通大臣許可（特―06）第25619号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００２号

札幌市中央区北７条西27丁目３番17号
清算株式会社　北海道ユリカゴ株式会社
代表清算人　鈴木　　基

1　決定年月日　令和８年１月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０８９号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社ミノバト
代表清算人　藤井　征志

1　決定年月日　令和８年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の協定債権者に別紙「弁済額」の欄記載のとおり、各協定債権額に応じて按分して弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。

2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和９年（2027）暦要項

令和８年２月２日
国立天文台

国民の祝日　令和９年（2027）

名称	月	日	名称	月	日
元日	1	1	こどもの日	5	5
成人の日	1	11	海の日	7	19
建国記念の日	2	11	山の日	8	11
天皇誕生日	2	23	敬老の日	9	20
春分の日	3	21	秋分の日	9	23
昭和の日	4	29	スポーツの日	10	11
憲法記念日	5	3	文化の日	11	3
みどりの日	5	4	勤労感謝の日	11	23

３月22日は休日になる。

日曜表　令和９年（2027）

月	日					月	日				
1	3	10	17	24	31	7	4	11	18	25	
2	7	14	21	28		8	1	8	15	22	29
3	7	14	21	28		9	5	12	19	26	
4	4	11	18	25		10	3	10	17	24	31
5	2	9	16	23	30	11	7	14	21	28	
6	6	13	20	27		12	5	12	19	26	

二十四節気および雑節　令和９年（2027）

名称	太陽黄経	中央標準時				名称	太陽黄経	中央標準時			
		月	日	時	刻			月	日	時	刻
	度	月	日	時	分		度	月	日	時	分
小寒	285	1	5	23	10	寒露	195	10	8	21	17
大寒	300	1	20	16	30	霜降	210	10	24	0	33
立春	315	2	4	10	46	立冬	225	11	8	0	39
雨水	330	2	19	6	33	小雪	240	11	22	22	16
啓蟄	345	3	6	4	40	大雪	255	12	7	17	38
春分	0	3	21	5	25	冬至	270	12	22	11	42
清明	15	4	5	9	17						
穀雨	30	4	20	16	18	土用	297	1	17	17	46
立夏	45	5	6	2	25	節分		2	3		
小満	60	5	21	15	18	彼岸		3	18		

芒種	75	6	6	6	26	土用	27	4	17	14	36
夏至	90	6	21	23	11	八十八夜		5	2		
小暑	105	7	7	16	37	入梅	80	6	11	11	50
大暑	120	7	23	10	5	半夏生	100	7	2	10	49
立秋	135	8	8	2	27	土用	117	7	20	6	37
処暑	150	8	23	17	14	二百十日		9	1		
白露	165	9	8	5	28	彼岸		9	20		
秋分	180	9	23	15	2	土用	207	10	21	0	10

朔弦望　令和９年（2027）

月相	中央標準時 月	日	時	分	月相	中央標準時 月	日	時	分
● 朔	1	8	5	24	● 朔	7	4	12	2
◐ 上弦	1	16	5	35	◐ 上弦	7	11	3	39
○ 望	1	22	21	17	○ 望	7	19	0	45
◑ 下弦	1	29	19	55	◑ 下弦	7	27	1	55
● 朔	2	7	0	56	● 朔	8	2	19	5
◐ 上弦	2	14	16	58	◐ 上弦	8	9	13	54
○ 望	2	21	8	24	○ 望	8	17	16	29
◑ 下弦	2	28	14	17	◑ 下弦	8	25	11	27
● 朔	3	8	18	29	● 朔	9	1	2	41
◐ 上弦	3	16	1	25	◐ 上弦	9	8	3	31
○ 望	3	22	19	44	○ 望	9	16	8	4
◑ 下弦	3	30	9	54	◑ 下弦	9	23	19	20
● 朔	4	7	8	51	● 朔	9	30	11	36
◐ 上弦	4	14	7	57	◐ 上弦	10	7	20	47
○ 望	4	21	7	27	○ 望	10	15	22	47
◑ 下弦	4	29	5	18	◑ 下弦	10	23	2	29
● 朔	5	6	19	59	● 朔	10	29	22	37
◐ 上弦	5	13	13	44	◐ 上弦	11	6	17	0
○ 望	5	20	19	59	○ 望	11	14	12	26
◑ 下弦	5	28	22	58	◑ 下弦	11	21	9	48
● 朔	6	5	4	40	● 朔	11	28	12	24
◐ 上弦	6	11	19	56	◐ 上弦	12	6	14	22
○ 望	6	19	9	44	○ 望	12	14	1	9
◑ 下弦	6	27	13	54	◑ 下弦	12	20	18	11
					● 朔	12	28	5	12

東京の日出入　令和９年（2027）

月	日	中央標準時 日出 時	分	日入 時	分	月	日	中央標準時 日出 時	分	日入 時	分
1	1	6	50	16	38	7	10	4	33	18	59
1	11	6	51	16	47	7	20	4	40	18	55
1	21	6	48	16	57	7	30	4	47	18	48
1	31	6	42	17	7	8	9	4	55	18	38
2	10	6	34	17	17	8	19	5	2	18	27
2	20	6	23	17	27	8	29	5	10	18	14
3	2	6	11	17	37	9	8	5	18	18	0
3	12	5	57	17	45	9	18	5	25	17	45
3	22	5	43	17	54	9	28	5	33	17	30
4	1	5	29	18	2	10	8	5	41	17	16
4	11	5	15	18	10	10	18	5	49	17	3
4	21	5	2	18	19	10	28	5	58	16	51
5	1	4	50	18	27	11	7	6	8	16	41
5	11	4	40	18	35	11	17	6	18	16	33
5	21	4	32	18	43	11	27	6	28	16	29
5	31	4	27	18	50	12	7	6	37	16	28
6	10	4	25	18	56	12	17	6	44	16	30
6	20	4	25	19	0	12	27	6	49	16	35
6	30	4	28	19	1						

日食・月食など　令和９年（2027）

本年は日食が２回あるが、いずれも日本では見られない。

１．２月６～７日　金環日食
　日本では見られない。

２．８月２日　皆既日食
　日本では見られない。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ik-felt.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　九十一頁（号外第一四六号）

令和八年二月二日

東京都文京区本郷二丁目一四番一五号

（甲）イチカワ株式会社

代表取締役　矢崎　孝信

東京都文京区本郷二丁目一四番一五号

（乙）株式会社イチカワテクノファブリクス

代表取締役　岡田　秀之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十七頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　八十三頁（号外第一五五号）

令和八年二月二日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

（甲）ＳＢクリエイティブ株式会社

代表取締役　土橋　康成

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

（乙）ツギクル株式会社

代表取締役　土橋　康成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一八〇頁（号外第一六七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　五十七頁（号外第一四六号）

令和八年二月二日

東京都千代田区九段南三丁目九番一五号

（甲）株式会社清建社

代表取締役　西田　新

東京都千代田区九段南三丁目九番一五号

（乙）大手町建物管理株式会社

代表取締役　松村　照明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.tokyuhotels.co.jp/ja/company/index.html

令和八年二月二日

東京都渋谷区南平台町五番六号

（甲）東急株式会社

代表取締役　堀江　正博

東京都渋谷区南平台町五番六号

（乙）株式会社東急ホテルズ

代表取締役　大澤　丈

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://group.nikkeikin.co.jp/act/koukoku/index.html

（乙）https://www.nikkei-niigata.co.jp/koukoku

（丙）https://group.nikkeikin.co.jp/nka/

令和八年二月二日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

（甲）日軽金アクト株式会社

代表取締役　五百竹秀夫

新潟県新潟市北区太郎代一五七二番地一九

（乙）日軽新潟株式会社

代表取締役　村岡　靖二

静岡県静岡市清水区蒲原一六一番地

（丙）日軽蒲原株式会社

代表取締役　岡田　栄之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.rccore.co.jp

（乙）https://www.rccore.co.jp

令和八年二月二日

東京都渋谷区猿楽町一〇番一号

（甲）株式会社ＢＥＳＳパートナーズ

代表取締役社長　井上　大輔

北海道江別市新栄台二番地の二三

（乙）株式会社ＢＥＳＳ札幌

代表取締役社長　井上　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jfe-logistics.co.jp

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　七十七頁（号外第一四六号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　八十頁（号外第一四六号）

（丁）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　四十頁（号外第一五四号）

（戊）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一五六頁（号外第一四六号）

（己）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　八十七頁（号外第一四六号）

令和八年二月二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

（甲）ＪＦＥ物流株式会社

代表取締役社長　古川　誠博

千葉市中央区新浜町一番地

（乙）Ｊ－ロジテック株式会社

代表取締役社長　岡本　浩志

川崎市川崎区水江町六番三〇号

（丙）ＪＦＥ物流京浜株式会社

代表取締役社長　鍋島　祐樹

愛知県半田市川崎町一丁目一番地

（丁）ＪＦＥ物流中部株式会社

代表取締役社長　高田　秀一

岡山県倉敷市水島海岸通二丁目無番地

（戊）倉敷運輸株式会社

代表取締役社長　酒井　忠之

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目

（己）ＪＦＥ瀬戸内物流株式会社

代表取締役社長　八尋　和広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.hoosiers.co.jp

（乙）http://www.hoosiers.co.jp

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一六号

（甲）株式会社フージャースリビングサービス

代表取締役　大久保将樹

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一六号

（乙）株式会社フージャースケアデザイン

代表取締役　大久保将樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.hoosiers.co.jp

（乙）http://www.hoosiers.co.jp

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

（甲）株式会社フージャースコーポレーション　代表取締役　小川　栄一

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

（乙）株式会社フージャースアセットマネジメント

代表取締役　小川　栄一

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

（丙）合同会社ＨＲ１

代表社員　株式会社フージャースホールディングス

職務執行者　田中　正和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一二四頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　一二四頁（号外第一四八号）

令和八年二月二日

東京都渋谷区神宮前二丁目二一番一号

（甲）ビクターミュージックアーツ株式会社　代表取締役　山田　正

東京都渋谷区神宮前二丁目二一番一号

（乙）バージョンミュージック株式会社

代表取締役　山田　正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一二四頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一二四頁（号外第一四八号）

令和八年二月二日

東京都渋谷区神宮前二丁目二一番一号

（甲）ビクターミュージックアーツ株式会社　代表取締役　山田　正

東京都渋谷区神宮前二丁目二一番一号

（乙）明電ファシリティサービス株式会社

代表取締役　村嶋　久裕

東京都品川区大崎二丁目一番一号

（乙）明電アクアビジネス株式会社

代表取締役　関　竜也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://corporate.murata.com/ja-jp/company/denshikessan

（乙）https://corporate.murata.com/ja-jp/company/denshikessan

令和八年二月二日

富山県富山市上野三四五番地

（甲）株式会社富山村田製作所

代表取締役　舟木　裕史

富山県氷見市大浦一二番地五

（乙）株式会社氷見村田製作所

代表取締役　舟木　裕史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　五十三頁（号外第一四六号）

令和八年二月二日

富山市婦中町道場一番地三

（甲）天龍工業株式会社

代表取締役　吉川　徳雄

岐阜県加茂郡川辺町中川辺一四三〇番地一

（乙）天龍コンポジット株式会社

代表取締役　後藤　吉孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）

https://www.daiichi-koutsu.co.jp/

令和八年二月二日

山梨県甲府市富士見二丁目一番六二号

（甲）山梨第一交通株式会社

代表取締役　青島　忠男

山梨県甲府市富士見二丁目一番六二号

（乙）甲州第一交通株式会社

代表取締役　青島　忠男

山梨県甲斐市西八幡二三六八番地二

（丙）玉幡第一交通株式会社

代表取締役　青島　忠男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.koofuu.co.jp

令和八年二月二日

名古屋市昭和区白金一丁目一一番一〇号

（甲）竹田ｉＰホールディングス株式会社

代表取締役　細野　浩之

名古屋市中区松原二丁目二一番二八号

（乙）株式会社光風企画

代表取締役　嶋貫　浩明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月七日
掲載頁　五十三頁（号外第一八〇号）

令和八年二月二日
名古屋市西区名駅二丁目二七番八号
（甲）トーテックアメニティ株式会社
代表取締役　水野　克己
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
（乙）株式会社ブール・ジャパン
代表取締役　西浦　公二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　六十六頁（号外第一三二号）

（丙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九十六頁（号外第一三二号）

令和八年二月二日
大阪市福島区福島六丁目二〇番一二号
（甲）エー・ビー・シー開発株式会社
代表取締役　安田　卓生
大阪市福島区福島六丁目二〇番一二号
（乙）ハウジングサポート株式会社
代表取締役　若尾　祐樹
大阪市福島区福島六丁目二〇番一二号
（丙）アドバンス開発株式会社
代表取締役　奥村　佳史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hhbm.hankyu-hanshin.co.jp/company/settlement/index.html
（乙）https://ers.hankyu-hanshin.co.jp/company/

令和八年二月二日
大阪市北区芝田一丁目一番四号
（甲）阪急阪神ビルマネジメント株式会社
代表取締役　北野　研
大阪市北区芝田一丁目一六番一号
（乙）株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神
代表取締役　小林　啓輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会決議は甲、乙、丙のいずれも令和八年三月十二日にそれぞれ予定しております。

また、甲は効力発生日をもって商号をＮＹＫバルクシップパートナーズ株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一九〇頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月九日
掲載頁　五十九頁（号外第一二六号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一四二頁（号外第一四六号）

令和八年二月二日
神戸市中央区京町七四番地
（甲）八馬汽船株式会社
代表取締役　篠崎　宏次
東京都港区浜松町一丁目三〇番五号
（乙）旭海運株式会社
代表取締役　川口　浩
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（丙）三菱鉱石輸送株式会社
代表取締役　浦上　宏一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十五頁（号外第一六二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十五頁（号外第一六二号）

令和八年二月二日
山口県下関市竹崎町四丁目七番二四号
エストラスト下関センタービル四階
（甲）大西商事株式会社
代表取締役　宇佐川定男
山口県下関市竹崎町四丁目七番二四号
エストラスト下関センタービル四階
（乙）株式会社大西ホールディングス
代表取締役　大西　健治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　九十四頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一六〇頁（号外第一七一号）

令和八年二月二日
福岡県八女郡広川町大字日吉一一六四番地の二
（甲）ローム・アポロ株式会社
代表取締役　徳永　孔二
静岡県浜松市中央区三和町一〇番地
（乙）ローム浜松株式会社
代表取締役　江口　英和

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を五千二万五千円減少することにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二日
掲載頁　六頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一〇六頁（号外第一六六号）

令和八年二月二日
東京都千代田区丸の内一丁目九番一号
（甲）ＰＴＣＪ－７ホールディングス株式会社
代表取締役　山田　純平
愛知県知多市北浜町二四番一二
（乙）Ｂフードサイエンス株式会社
代表取締役　一ノ瀬　隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のこども事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二日

東京都港区港南二丁目一五番三号

（甲）株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト　代表取締役　家城　悦子

東京都港区港南二丁目一五番三号

（乙）株式会社ソラスト

代表取締役　野田　亨

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社囲碁将棋チャンネル（乙、住所東京都千代田区五番町七番地二）の衛星基幹放送業務のうち番組名「囲碁・将棋チャンネル」に係る事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　五頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　六十一頁（号外第二七一号）

令和八年二月二日

東京都港区赤坂四丁目八番一〇号

株式会社東北新社メディアサービス

代表取締役　漆原　弘子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　五頁

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号

（甲）株式会社アイセイ薬局

代表取締役　藤井　江美

名古屋市北区上飯田北町二丁目七番地

（乙）株式会社イズミ

代表取締役　林田　靖則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.rccore.co.jp

（乙）https://www.rccore.co.jp

令和八年二月二日

東京都渋谷区猿楽町一〇番一号

（甲）株式会社ＢＥＳＳパートナーズ

代表取締役社長　井上　大輔

岐阜県岐阜市日野南一丁目四番一号

（乙）株式会社ＢＥＳＳ岐阜

代表取締役社長　井上　大輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の湘南工場における学校給食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十六日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一三六頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一三六頁（号外第一三九号）

令和八年二月二日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目一二〇番地

（甲）ハーベストネクスト株式会社

代表取締役　脇本　実

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目一二〇番地

（乙）ハーベスト株式会社

代表取締役　脇本　実

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社グランパ大久保（乙、浜松市浜名区新原三五一一番地）の遊技場（所在東京都新宿区大久保二丁目三一番一号中部財務大久保ビル地下一階、一階、二階、三階　名称グランパ大久保）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　九十五頁（号外第十四号）

令和八年二月二日

愛知県豊田市若宮町七丁目一番地一一

株式会社善都

代表取締役　都筑　晶裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の売買、賃貸借及び管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和八年二月二日

掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和八年二月二日

掲載頁　四頁

令和八年二月二日

三重県桑名市大央町二五番地

（甲）中央ホールディングス株式会社

代表取締役　小谷中　剛

三重県桑名市大央町二五番地

（乙）中央自動車株式会社

代表取締役　小谷中　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の後工程事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二四二頁（号外第一六九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　九十四頁（号外第一七〇号）

令和八年二月二日

岡山県笠岡市富岡一〇〇番地

（甲）ローム・ワコー株式会社

代表取締役　吉岡　浩文

福岡県八女郡広川町大字日吉一一六四番地の二

（乙）ローム・アポロ株式会社

代表取締役　徳永　孔二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の前工程事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　九十四頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二四二頁（号外第一六九号）

令和八年二月二日
福岡県八女郡広川町大字日吉一一六四番地の二
（甲）ローム・アポロ株式会社
代表取締役　徳永　孔二
岡山県笠岡市富岡一〇〇番地
（乙）ローム・ワコー株式会社
代表取締役　吉岡　浩文

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ピース（住所東京都新宿区百人町一丁目二三番一四号）に対して当社の教育事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二日
東京都練馬区関町東二丁目一四番九―一〇四号
有限会社平和エステート
代表取締役　大山　光春

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＡＫＵＲＡＢＩ株式会社（住所大阪市西区新町一丁目一九番三号）に対して当社の保育園事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　九十一頁（号外第七号）

令和八年二月二日
大阪市西区新町一丁目一〇―二―七〇八号
株式会社ＥＸＹ
代表取締役　野村　瑛莉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＵＲＴ（住所神戸市兵庫区荒田町二丁目一番三四号）に対して当社の保育園事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　九十一頁（号外第七号）

令和八年二月二日
大阪市西区新町一丁目一〇―二―七〇八号
株式会社ＥＸＹ
代表取締役　野村　瑛莉

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社（住所大阪市中央区高麗橋四丁目六番二号）に対して、甲はその保険代理店事業に関する権利義務を、乙はその保険代理店事業（企業マーケット事業部の所管事業に限る）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　十一頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　九十七頁（号外第一五五号）

令和八年二月二日
大阪市中央区高麗橋四丁目六番二号
（甲）銀泉株式会社
代表取締役　金丸　宗男
東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地
（乙）三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社
代表取締役　新見　吉晴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ももいろファームとします。

効力発生日は令和八年三月三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月二十六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
福島県田村市常葉町常葉字富岡四番地一
合同会社ももいろファーム
代表社員　渡邉麻由香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
埼玉県川口市大字峯一三四三番地の一五
合同会社翔栄設備
代表社員　粕谷　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
埼玉県川口市元郷四丁目一四番二四号
合同会社ＡａｎｄＫ
代表社員　田渕　伸哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
埼玉県川口市大字東本郷一〇二八番地の一
合同会社ＮＡＩＢＩＳ
代表社員　押田　祥明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
埼玉県富士見市ふじみ野西一丁目二五番地一ウィンベル三〇五　合同会社ナチュラフ
代表社員　矢野　英之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
東京都世田谷区岡本一―一九―二一
合同会社TWO　LAPS
代表社員　横田　真人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
東京都港区高輪三丁目一四番一八号インペリアル高輪一Ｆ
ＫＨＫ商事合同会社
代表社員　林田貴久子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ａ―ＴＯＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
東京都府中市分梅町五丁目二三番四五号
合同会社Ｍａｓａ　Ｅｎｇｌｉｓｈ
代表社員　福村　直正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日
神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号
ウィザードビル四〇二　合同会社コトウリ
代表社員　北村　宏昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮＯＲＥＳＴとします。

効力発生日は令和八年三月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月四日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日

神奈川県横浜市神奈川区片倉一丁目一七番三四―五〇一号室　合同会社ＮＯＲＥＳＴ

代表社員　村中　俊公

組織変更公告

当組合は、令和八年一月二十五日開催の臨時総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月二日

福井県三方郡美浜町山上第五〇号一四番地

山上生産森林組合

代表理事　石丸　好通

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号はＮＳ４　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日

三重県桑名市長島町西外面一九四一番地

ＮＳ４　ＴＲＡＤＩＮＧ合同会社

代表社員　ヘワ・マイナット・シャシニ・ニワルティナ・ウィッカラマアーラッチ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＭＫＫ　ＧＲＯＵＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日

大阪府堺市堺区香ヶ丘町二丁一一番二六号

合同会社ＭＫＫ

代表社員　小林　正明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は昴光株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二日

沖縄県那覇市曙二丁目三番八号サングリーン一Ｆ

昴光合同会社

代表社員　糸数　修一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千七百七十七万八千五百六十八円減少し八千二百二十二万一千四百三十二円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、令和七年七月二十二日付、官報（号外第一六七号）二〇二頁に掲載しております。

令和八年二月二日

北海道室蘭市絵鞆町四丁目地先

株式会社エンルムマリーナ室蘭

代表取締役　奈良　信一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百五十万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二日

東京都北区西ケ原二丁目八番一―四二一号

ＳＫホールディングス株式会社

代表取締役　前田　泰典

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の臨時株主総会の募集株式発行決議に基づき募集株式の数の上限（一万三千八百十四株）までＢ―２種優先株式が発行されることを条件として、資本金の額を十五億二千五百七十六万二千四百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二日

掲載頁　二頁

令和八年二月二日

東京都港区南青山三丁目一一番一三号

株式会社ｅｎｅｃｈａｉｎ

代表取締役　野澤　遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億四千三百二十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二一七頁（号外第一三六号）

掲載　神奈川新聞

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二十一頁

令和八年二月二日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

郵船クルーズ株式会社

代表取締役社長　西島　裕司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十六億四千八百五十二万三千百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十七頁（号外第十四号）

令和八年二月二日

富山県射水市布目沢四八〇番地二

株式会社イワクロ

代表取締役　岩黒　正孝

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億一六二三万六八五二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　五十二頁（号外第一五九号）

令和八年二月二日

静岡県伊豆の国市浮橋字南松坂一一九八番一

伊豆大仁開発株式会社

代表取締役　柿沼　岳史

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を五千八百一万三千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一五五頁（号外第一四六号）

令和八年二月二日

福岡市博多区博多駅中央街七番二一号

株式会社ＪＲ博多シティ

代表取締役社長執行役員　赤木　征二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一二頁（号外第二一四号）

令和八年二月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八番一〇号

株式会社メグレナジー

代表取締役　図師　誠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八百五十万円、資本準備金の額を二億八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一七八頁（号外第一六七号）

令和八年二月二日

東京都千代田区神田三崎町二丁目一八番五号

株式会社Ａ－Ｓｔａｇｅ

代表取締役　藤岡　毅

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月二日

東京都中央区京橋二丁目五番一二号

東洋熱工業株式会社

代表取締役社長　谷口　昌伸

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇〇株とする株式分割により株主の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年二月二日

広島県三原市本郷南七丁目八番一号

株式会社ヒロシマ・コープ

代表取締役　末廣　己人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日

北海道小樽市稲穂一丁目一二番五号

株式会社小樽花嫁センター

代表取締役　十和田綾子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日

山形県上山市高松字北谷地三〇〇番地二

株式会社上山オート

代表取締役　齋藤　利孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日

栃木県宇都宮市上戸祭四丁目二番一六号

株式会社栃木ビルド

代表取締役　氏家　直道

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日

長野県佐久市岩村田三一一三番地

ミヤモリ株式会社

代表取締役　宮森伊智朗

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月三日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

日本橋・ホテル・インベストメンツ特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、十二億円減少し十四億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＤＨ牧志特定目的会社

取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000786/i9b5/

令和八年二月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

日本橋・ホテル・インベストメンツ特定目的会社

取締役　栗国　正樹

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

ＦＳＶＡＰＪａｐａｎ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

訂正公告

令和八年一月二十三日（号外第十五号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦「代表取締役　**萩**原竹司」とあるは「代表清算人　**萩**原竹司」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二日

東京都品川区西五反田二丁目二四番七号

ハギワラ観光株式会社

代表清算人　**萩**原　竹司

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十一月四日（号外第二百四十三号）叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
一五	二		二	「青木　謙次」は死亡により削る。